厚生労働大臣が定める掲示事項等

1.当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

2.入院基本料について

- 南病棟（一般病棟入院基本料：地域一般入院料）では、1 日に入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師および准看護師）を配置しております。
  また、入院患者 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。
- 中央病棟（特定入院料：回復期リハビリテーション病棟）では、1 日に入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師および准看護師）を配置しております。
  また、入院患者 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

3.入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する入院診療計画を策定し、７日以内に文書によりお渡ししております。
また、厚生労働大臣が定める院内感染対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

4.明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方にも発行しております。
なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にその旨お申し出下さい。

5.当院では、関東信越厚生局に以下の届出を行っております

1）入院時食事療養費（1）に係る届出

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食８時・昼食 12 時・夕食 18 時以降）・適温で提供しています。

食事負担額（1 食あたり）

所得区分		令和８年６月から
70 歳未満	70 歳以上	550 円
区分ア	現役並Ⅲ	
区分イ	現役並Ⅱ	
区分ウ	現役並 1	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	270 円
	低所得Ⅰ	130 円

＊所得区分によって医療費の自己負担額や食事療養費負担額が定められています。
＊公費医療等により、負担金額が異なる場合があります。

2）基本診療料の施設基準に係る届出

- 地域一般入院料３
- 回復期リハビリテーション病棟入院料３
- 看護配置加算
- 夜間看護体制加算
- 看護補助加算１
- 看護補助体制充実加算２
- データ提供加算１
- 診療録管理体制加算３
- 医療安全対策加算２
- 医療安全対策地域連携加算２
- 感染対策向上加算３
- 感染対策連携強化加算
- 口腔管理連携加算
- 地域支援・医薬品供給対応体制加算１

3）特掲診療料の施設基準に係る届出

- がん性疼痛緩和指導管理料
- 肝炎インターフェロン治療管理料
- 薬剤管理指導料
- 検体検査管理加算Ⅰ
- 運動器リハビリテーション１
- 脳血管リハビリテーション１
- 廃用症候群リハビルテーション１
- 休日リハビリテーション提供体制加算
- ＣＴ撮影
- 外来・在宅ベースアップ評価料
- 入院ベースアップ評価料
- 物価対応料

6.保険外併用療養費および保険外負担に関する事項について

当院では、下記について、その利用日数等に応じた実費のご負担をお願いしております。

1）特別の療養環境の提供

	室番号	種類	料金（税込）/日
回復期リハ病棟	202　203　216　217	個室（トイレ付）	17600 円
	215	個室	17,600 円
	238	個室	11,000 円
	201　205　218　220	２人室	9,900 円
	232　233　234　235 236　237	４人室	4,400 円
一般病棟	223	個室	17,600 円
	303	個室（トイレ付）	22,000 円
	307　308	個室（バス・トイレ付）	22,000 円
	305　306	２人室（トイレ付）	11,000 円
	222	２人室	9,900 円

2）「診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療」について

- 脳血管リハビリテーション料　１単位：4,040 円
- 廃　用リハビリテーション料　１単位：2,970 円
- 運動器リハビリテーション料　１単位：3,050 円

3)「時間外料金について」

診療時間以外の診療を希望される場合は、健康保険の自己負担の他に、1,100 円をいただきます。(救急医療を除く)

4)「入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収」(一般病棟のみ)

同じ症状による通算の入院期間が 180 日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険から入院基本料が全額支払われません。180 日を超えた日から入院料が選定療養となり、1 日につき 1,815 円(税込)は、患者様の負担となります。
なお、厚生労働大臣の定める状態にある患者様は、健康保険が適応されます。

5)「長期収載品(後発品のある先発医薬品)について」

長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)を医療上の必要があると認められず、患者様の希望で使用する際に、選定療養費として患者様の自己負担が発生します。

① 対象となる場合:外来患者様の院内・院外処方
対象となる医薬品
:後発品のある先発医薬品で後発医薬品発売から5年以上経過した先発医薬品
:後発医薬品への置換率が50%以上の先発医薬品

② 除外となる場合:医師が医療上必要と認めた場合、後発医薬品の提供が困難な場合
自己負担額
:長期収載品(先発医薬品)と後発医薬品で1番高い薬価の価格差額の2分の1となり、消費税もかかります。また、公費扱いにはなりません。なお、保険給付の自己負担額と合わせて薬局での支払いとなります

6)診断書・証明書各種文書料 (下記以外は医事課窓口でお尋ねください)

種　　類	料金(税込)
一般診断書	3,300 円
生命保険用入院証明	5,500 円
簡易保険用入院証明	5,500 円
官公庁特殊診断書	5,500 円
死亡診断書	6,600 円
死亡診断書(生命保険会社用)	11,000 円
難病治療患者診断書	3,300 円
入院見舞金支給申請書	2,200 円
傷病手当金(職安用)	2,200 円
移送を必要とする意見書(区役所宛)	2,200 円
オムツ証明書(調査依頼書)	1,000 円
オムツ支給申請書	550 円
診療費証明書(東京都互助会用)	550 円
被保険者病状調査票(簡易保険事務センター)	4,400 円
差額ベッド料補助給付申請書	3,300 円
診療情報の開示　・診療録等コピー　1 枚 ・画像コピーCD　1 枚	22 円 1,650 円

7）ケアセットのご利用について

当院では、病院内感染防止および患者・ご家族様へのサービス向上を目的とした、ケアセットを導入しております。ケアセットは、入院される際にご準備戴いております病衣・日中着・タオル・紙おむつ・洗面用具などの日用品をレンタルにてご希望される方にご利用いただくものです。

ケアセットは、委託業者との契約になります。詳細は入院受付でお尋ねください。

8）日用品

ケアセットのお申込みされない方には、ご希望により販売いたします。（＊ケアセットに含）

品名	価格(税込)	品名	価格(税込)
薬呑器	330 円	＊歯磨き粉	220 円
イヤホン	330 円	＊歯ブラシ	220 円
洗濯石鹸　３袋	110 円	カミソリ　Ｔ字　１本	110 円
食事用エプロン	1,430 円	フドーてぶくろ（2 枚）	6,820 円
＊ティッシュペーパー	110 円	フドーてぶくろ（1 枚）	3,410 円
＊バスタオル	1,100 円	＊口腔ケアブラシ　10 本	550 円
＊フェイスタオル	330 円	マスク（50 枚）	550 円

9）洗濯

洗濯は、ご家族にお持ち帰りいただくか、院内のランドリーをご利用いただきますが、病院として必要と判断した場合には、下記の料金がかかります

品名		価格(税込)
バスタオル	1 枚	330 円
フェイスタオル	1 枚	110 円
パジャマ（上・下）	各　1 枚	220 円
ゆかた	1 枚	330 円
下着	1 枚	110 円
他小物	1 枚	110 円

10）予防接種料金　（下記以外の予防接種については医事課窓口でお尋ねください）

ワクチン名	料金(税込)
水痘	9,130 円
帯状疱疹：シングリックス	24,640 円
麻疹風疹混合：MR	10,230 円
破傷風	5,170 円
肺炎球菌：プレベナー20	12,540 円
肺炎球菌：キャップバックス	16,170 円
A型肝炎：エイムゲン	19,690 円
インフルエンザ	5,060 円

11）その他

- セーフティボックス鍵交換　330 円
- 診察券再発行　330 円
- エンゼルケア　22,000 円

7.患者相談窓口について

医療安全対策推進の一環として、安心して快適な医療を受けられるよう、患者様ご家族様からの、相談や改善の予防に迅速に対応するために、窓口を設置しております。
担当職員が対応致しますので、受付でお申し出下さい。

8.後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品の品質、安全性、安定供給等の情報を収集、評価したうえで、積極的に使用しています。
医薬品の供給不足時の対応について
後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施し、出来るだけ通常診療が行えるよう医薬品の確保に努めています。
医薬品の供給不足が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切な対応が出来る体制を整備しております。状況によっては、他の薬剤への変更などをご相談させていただく場合があります。ご不明なことがありましたら、主治医にお尋ねください。

9.一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに医薬品の安定供給に向けた取り組みをしています。
後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）の取り組みを行っています。
一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

10.院内感染対策に関する取り組み

1.院内感染対策に関する基本的な考え方
院内感染の防止に留意し、感染症発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって医療の安全対策上および患者サービスの質を保つ上で重要です。院内感染対策を全職員が把握し、良質な医療を提供することを目標として取り組みを行っています。

2.院内感染対策に関する取り組み事項
1）院内感染対策組織に関する事項
感染対策に関する問題点を把握し、改善策を講じるなどの院内感染対策活動の中枢的な役割を担うために、院内感染防止対策委員会を設置しています。委員会は月１回を基本として必要時には随時開催します。さらに、院内感染対策の日常実践チームとして組織横断的な「感染制御チーム（ICT）」を設置し、定期的にラウンド・カンファレンスを行い、抗菌薬の適正使用の指導や感染問題に迅速に対応しています。
2）院内感染対策に関する職員研修についての事項
全職員を対象とした感染対策に関する研修会・講習会は年２回以上開催しています。また、各部署に感染対策マニュアルを配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。
3）感染症発生状況報告に関する事項
当院検査室からは、薬剤耐性菌など院内感染上問題となる細菌の検出状況を週報として作成し、感染制御チームで発生状況を把握し、職員に注意喚起をします。院内感染防止対策委員会に分離菌月報を作成し検出状況を共有しています。
4）院内感染発生時の対応に関する事項
院内感染が疑われる事例が発生した場合は、ICT が速やかに現状の確認、疫学的調査、感染対策

の徹底などを行い、感染拡大を防止します。状況は随時、病院長に報告されます。必要に応じて委員会が招集されるほか、各種の届け出や連絡を行います。

5）患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて、感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解とご協力をお願いいたします。

11.生活習慣病管理料について

当院では、糖尿病・高血圧・脂質異常症のいずれかを主病名とする患者様には、患者様の個々に応じた療養計画を作成し交付いたします。

患者様の状態に応じ、①28 日以上の長期の処方を行うこと　②リフィル処方せんを発行することのいずれも対応可能です。なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、病状に応じて主治医が判断いたします。

12.看護職員の負担軽減および処遇の改善に係る取り組みについて

当院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取り組みとして、以下のことに取り組んでおります。

- 看護職員と他職種との業務分担
- 看護補助者の夜間配置
- 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
- 夜勤負担緒軽減

13.口腔管理連携加算について

当院では、口腔管理連携加算の届出を行っています。

歯科診療を行う保険医療機関と連携体制を構築しており、口腔状態に課題を有する入院患者様の歯科診療を受けられるよう連携しています。

連携している歯科医療機関

- オーラルケア高円寺歯科

14.個人情報保護に関して

医療法人社団静山会の個人情報保護に対する考え方

人の健康・生命を守ることを主な目的とする医療機関においては、個人の尊厳にかかわる情報を取り扱うことになることから、法令及び院内規定等を遵守し、より慎重に個人情報を管理して、各個人のプライバシー保護に努めることを目的としております。基本的な考え方は以下のとおりです。

1. 個人情報保護は、患者様情報に係る保護及び職員情報に係る保護に関し、刑法及び各資格法に定める守秘義務と合わせその対策を講ずるものです。
2. すべての個人情報の取扱いは、その該当者本人の意思によらなければならないこととし、他者への情報の提供には該当者本人の同意を必須とします。
3. 前項に拘らず、下記の事項については掲示を行い周知した場合、本人より非同意の申し出が無かった場合には同意を頂いたものとします。ただし、下記の事項において同意しがたいものがある場合は、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう医療機関に求めることができ、同意及び留保は本人からの申し出により、いつでも変更が可能です。

1）本人より非同意の申し出が無かった場合には同意を頂いたものとする項目

①患者様への医療の提供に必要な利用目的

■院内での利用に係るもの

・当院において患者様に提供する医療
・医療保険事務
・患者様にかかる管理的業務
入退院管理・医療費・医療事故などの報告・当該患者様の医療サービス向上

■他の医療機関などとの医療連携に係るもの

ア　当院の患者様に提供する医療サービス
・他の医療機関等との連携、照会に対する回答
・当該患者様の診療等にあたり他医の意見助言を求める場合
・検体検査の委託業務の委託その他の業務
・ご家族などへの状態説明

イ　医療保険事務に関する事項
・審査・支払機関へのレセプト提出
・審査・支払機関又は保険者への照会、回答

ウ 事業者などの委託を受けて実施する健康診断結果の事業者への報告

エ 医師賠償責任保険などに係る、医療にかかる専門団体、保険会社などへの相談・届出等

②前記以外の利用目的

■院内での利用に係るもの

・医療サービスや業務維持・改善のための基礎資料
・院内において行う症例研究
・院内における学生の教育実習への協力
・都及び保健所等が行う各種研修への協力

■他の事業者などへの情報提供を伴う事例

・当院の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供

2）保有個人情報に関する開示請求の手続き

・保有個人情報の開示請求は、該当者本人が直接医事課外来受付または入退院受付にて行っていただきます。
・該当者本人より請求のあった保有個人データに関する開示に係る費用は、開示請求手数料5,500 円、謄写料金１枚につき 22 円、画像 CD1 枚 1,650 円といたします。

15.その他

・当院では、屋内外を問わず「病院敷地内全面禁煙」となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。